

( 名称 )

第1条 本園は松原保育園とする。

( 所在地 )

第2条 本園を福岡県田川市大字川宮1710-4に置く。

( 施設の目的及び運営方針 )

第3条 本園は、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の保育事業を行うことを目的とする。

( 提供する保育等の内容 )

第4条 本園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚生労働省告示第141号）に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 通常保育 第7条第1項に規程する時間において保育を提供する。
  - (2) 延長保育
  - (3) 休日保育
  - (4) 一時預かり事業
- } ※自主事業を含む

( 職員の区分及び定数 )

第5条 園に次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
- (2) 主任保育士 1名
- (3) 副主任保育士 2名
- (4) 専門リーダー保育士 1名
- (5) 保育士 9名
  - ┌ 職務別リーダー保育士
  - └ 職務別副リーダー保育士
- (6) 調理師 1名 職務別リーダー調理師  
調理員
- (7) 栄養士 1名 職務別リーダー栄養士
- (8) 事務（保育士兼任） 職務別リーダー
- (9) 嘱託医 1名
- (10) 歯科嘱託医 1名

2 前項に定めるもののほか必要に応じその他の職員を置くことができる。

( 職務 )

第6条 園長は園の業務及び事務を統括する。

- 2 主任保育士は、園長を補佐し保育内容について保育士を統括する。
- 3 副主任は、主任を補佐し保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 4 専門リーダー保育士は、主任、副主任を補佐し、専門リーダーとして保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

- 5 保育士は、職務別リーダーまたは副職務別リーダーとして、保育に従事しその計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
- 6 栄養士、調理師は職務別リーダー、副職務別リーダーとして、給食業務を統括し、給食業務に従事する。
- 7 看護師は、乳幼児の健康状態を観察し、健康管理等の業務を行う
- 8 事務（保育士）は、事務、会計リーダーとして、主に会計事務に従事する。
- 9 嘱託医及び歯科嘱託医は、乳幼児の健康管理業務を行う。

（開所時間等）

第7条 本園の開所時間は7時30分から18時30分までとし、保育標準時間認定及び保育短時間認定に係る保育時間は以下のとおりとする。

（1）保育標準時間認定に係る保育時間

7時30分から18時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

（2）保育短時間認定に係る保育時間

8時30分から16時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

2 本園の延長時間は、次のとおりとする。

（1）保育短時間認定に係る保育時間

7時30分から8時30分まで、又は16時30分から18時30分までの範囲内で、延長保育を提供する。

（休日）

第8条 本園の休日は次のとおりとする。

（1）日曜日

（2）国民の祝日に関する法律に規程される休日

（3）年末年始（12月29日～1月3日）

（費用）

第9条 保育料は、乳幼児が居住する自治体の市町村長の定めた額とする。

2 延長保育料は100円（1時間）とする。

3 本園は、前二項の支払いを受けるほか、保育の提供における便宜に要する費用のうち、別紙に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

（定員）

第10条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下、「法」という。）第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

（1）法第19条第1項第2号の子ども

（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という。）

55人

（2）法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という。）

のうち、満1歳に満たない子ども

8人

（3）3号の子どものうち、満1歳以上満3歳未満の子ども

27人

（利用の開始に関する事項）

第11条 本園は、市町村から保育の実施について委託を受けたときは、これに応じるものとする。

(利用の終了に関する事項)

第12条 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 乳幼児が小学校に就学したとき
- (2) 2号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) 3号認定子どもの保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

(利用に当たっての留意事項)

第13条 本園の利用に当たっての留意事項については、別に定めるものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 本園職員は、保育の提供を行っているときに、乳幼児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は乳幼児の主治医及び保護者に連絡するなど、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供による事故が発生した場合は、委託元市町村、乳幼児の保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 本園は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 乳幼児に対する保育の提供による賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 園長又は防火管理者は、非常その他急迫の事態に備え、取るべき措置について予め対策をたて、少なくとも毎月1回避難及びその他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止の為の措置)

第16条 本園は、乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(児童虐待防止法遵守)

第17条 職員は、乳幼児の虐待が疑われる場合には、乳幼児の保護とともに家族の養育態度の改善を図ることとし、関係機関、市町村に通報するものとする。

(改正)

第18条 この規程を改正、廃止するときは、社会福祉法人松原福社会理事会の決議を経るものとする。

付 則

この規則は平成27年 4月1日から施行する。

この規則は平成30年 4月1日から施行する。

この規則は令和 2年 4月1日から施行する。

この規則は令和 4年 4月1日から施行する。

この規則は令和 4年12月1日から施行する。

【別表】

項 目	内容、負担を求める理由及び目的	金 額
絵本に係る費用	お誕生日の絵本代	500円以内/月
体操服（上）	1,830円（サイズ130まで）～2,020円（サイズ140より）	
体操服（下）	1,440円（サイズ130まで）～1,730円（サイズ140より）	

副食費については各市町村にて独自の政策により、無償の場合と4,500円徴収する場合があります